

いじめ重大事態調査結果報告書への所見

「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」並びに文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、被害児童の保護者として以下に所見を記す。

※参考資料①：いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月

※参考資料②：久喜市いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年8月

※被害児童が通学している小学校を「Z小学校」とする

※いじめ重大事態調査結果報告書を「報告書」とする

目的

本所見は、久喜市において、今後のいじめ対応が改善されることを目的とする。特定の人物や組織の責任を問う意図はない。

本件は、発生当初の段階において法令に基づいた適切な対応がなされていれば、重大事態に発展することは避けられた可能性が高い。また、本件についての学校並びに久喜市教育委員会の対応（重大事態調査結果報告書の作成過程を含む）においては、法令（久喜市いじめの防止等のための基本的な方針等）が定める手続きが一部行われていない等の瑕疵も認められた。資料①には「学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して 調査の結果について適切に説明を行うこと」とあるが、本調査にあたって、学校、久喜市教育委員会、調査委員会からは、一部事実を隠蔽したり、矮小化する意図を感じざるを得なかった。

いじめの被害を受けた児童並びに保護者は、深く傷つく。学校や教育委員会に助けを求めても、その対応が信頼に足るものでなければ、解決への道は閉ざされ、心の傷が治る機会さえも失われる。そのような悲しい思いをする児童生徒が今後は発生しないことを強く願って以下記す。

対応の瑕疵

A.いじめの疑いを把握してから、5カ月間も「対応」がなく、結果としていじめ被害が悪化し、重大事態に発展したこと

資料②7 ページには、いじめの疑いを学校が把握した場合には「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」が緊急会議を開く旨が示されている。(Z小学校においては、「学校におけるいじめ対策のための組織」を生徒指導委員会として位置付けている。) 本件では、令和4年8月30日には被害児童保護者が学校に対して、いじめ被害を申し出ているが、Z小学校が生徒指導委員会を開催したのは、同年9月26日であった。しかも、9月26日に開催された生徒指導委員会は、当該いじめに対して緊急で開催されたものではなく、定例的に開催されたにすぎなかったことが明らかになっている。(報告書P26) つまり、資料①、資料②に反して、Z小学校は本件いじめ事案の疑いに対して、緊急会議を開いていない。学校として組織的な対応が行われなかったといえる。尚、報告書P7～P8に記載があるように、被害児童は同年9月にも多数のいじめ行為を受けた。仮に8月30日にZ小学校が緊急会議を開催し、組織としての対応を開始していたら、9月における4件のいじめ被害は防げていた可能性が高い。報告書P6に「8月30日に保護者から訴えがあったにも関わらず、1月27日に再び訴えがあるまでいじめの調査や対応を開始しなかった事案」である旨が記載されている通り、初動の誤りによって、いじめ被害は継続し、次第に悪化した。その結果、令和5年1月に本件はいじめ重大事態と発展した。

B.初期対応の記録が全く残っていないこと

資料②6 ページには「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の役割として「いじめの疑いがある情報に係る情報の収集と記録」が明示されている。Z小学校は9月26日に開催された生徒指導委員会において、本件をいじめ疑いの事案として報告したとしているが、その記録は残っていないと認めている。また、9月から翌年1月に至るまで、幾度となく被害児童保護者は学校に、いじめ被害を相談しているが、(報告書P24) その記録も残っていない。初めて記録として残っているのは、重大事態に発展した令和5年1月末の対応からである。記録を怠ったことは、資料②に明確に反する。また、生徒指導委員会の学校における位置づけや、いじめ対応に対しての真摯な姿勢を疑わざるを得ない。もっと言えば、記録が残っていない以上、本当に「いじめ疑い」の事案として生徒指導委員会の議題となったかも客観的に証明のしようがない。

C.A及びBの事実を隠蔽する意図を感じたこと

本報告書は、4回の修正を経て完成している。1回目に説明を受けた報告書に対しては、「学校や教育委員会が行った対応が時系列で示されていないこと」「対応の課題に関して具体的な言及がほとんどないこと」を指摘し、課題を明らかにして再作成するように求めた。2回目に案として確認を求められた報告書には、対応の時系列は追記されたものの、上記A及びBについての経緯が記載されていなかったため、「緊急会議が開催されなかったことは、資料②の方針に反する。経緯を本報告書に記載すべき」と求めて、ようやく記載された。各規定に反していることは、明らかな学校の瑕疵であるにも関わらず、被害児童保護者が、自ら調べ、瑕疵を見つけて、記載を2度求めるまで、記載されることはなかった。これは、参考資料①P2に言及がある「学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして自らの対応を真摯に見つめなおすこと」を求める姿勢に反する。不都合な事実を隠蔽しようとする意図を感じた。仮に隠蔽の意図が無く、重大な瑕疵として認識出来ていなかったとしたら、各指針の理解が不足していると言えない。いずれにせよ、誠実な対応ではない。

D.報告書が完成版として一度提示されながらも、法令が求める調査が不足していることを指摘され、再作成に至ったこと

本報告書は令和5年3月29日に、調査委員会委員長の押印のうえ、完成版として被害児童保護者に提示された。(報告書30ページ)しかし、上述の通り、3月29日時点の報告書は、学校や教育委員会の対応が時系列で示されることもなく、対応の課題についても言及が無かった。最終的な報告書は34ページに渡ってまとめられたが、3月29日時点の報告書は7ページ程度であったと記憶している。資料①11ページにはいじめ重大事態の調査においては「いじめ防止対策推進法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラム早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され、機能していたかなどについて、分析を行うこと」としているが、こうした具体的な分析は存在しなかった。本来であれば、被害児童保護者に不足を指摘される以前に、調査委員会や教育委員会、学校が不足に気付くべきであった。

Cと同様に、この事実からも調査委員会、教育委員会、学校がいじめ関連の法令や自治体が定める対応の指針を理解していないことが伺える。いじめ対応は、いじめ防止対策基本法に則り進めるべきであるが、徹底されていなかった。

E.謝罪の場で、被害児童が再び傷つけられたこと

令和5年3月16日に、被害児童への謝罪の場が設定された。(報告書 P22) この謝罪の場において、被害児童は加害児童の保護者から「(被害児童も加害児童に)暴力やセクハラを行っている」等の謂れのない発言を受け、深く傷つき、蕁麻疹を発症し、部屋を退出することになった。謝罪の場を設定した学校は主体的に進行をせずに場の雰囲気にならして謝罪の場を進行させた(報告書 P22)。この対応の瑕疵により、被害児童は再び傷つくことになった。

今後望むこと

以上、学校や教育委員会、調査委員会の瑕疵と思われることを挙げた。総じて望むことは「いじめ関連の法令や指針の遵守」である。いじめ防止対策推進法に基づき、様々なマニュアルや指針が発出されているが、これが遵守されていない。遵守されていないどころか理解されているとも思えない。いじめが発生する前から、こうした法令や指針について丁寧に研修されることを望む。

本件に関しては、被害児童の担任教員の経験年次が浅く、一人で対応を完結させることは困難であった。少なくとも保護者がそのように感じているのだから、校長をはじめ、Z小学校の教員も同様の認識を持つべきだった。そもそも、いじめ防止対策推進法をはじめ関連法令は、いじめに対し「組織」で対応することを求めている。本件は組織としての対応が不十分だったために初動を誤り、いじめは重大事態へと発展した。法令に基づき、組織として対応することを徹底するべきである。

また、学校の対応の遅さに承服できず、教育委員会に相談してからは、対応が明らかに進み始めた。被害児童は当時、知らない大人を怖がっていたが、教育委員会職員には心を開き面談に応じた。学校が主体的に対応出来ないのであれば、教育委員会が対応に関与することは有効であると感じる。

Z小学校に限らず、いじめの対応が学校によって異なるべきではない。広く多くの教育関係者にこの事例が共有され、二度と悲しいいじめが繰り返されないことを望む。